

令和4年4月21日

青森市政記者会 様

青森市農林水産部農業政策課長

青森市鳥獣被害対策実施隊員委嘱状交付式の開催について

このことについて、下記のとおり委嘱状交付式を執り行いますので、取材・報道を  
よろしく申し上げます。

記

- 1 日 時 令和4年4月26日（火）午前11時00分～午前11時30分
- 2 場 所 青森市役所柳川庁舎 2階 大会議室  
（青森市柳川二丁目1-1）
- 3 実施隊概要 別紙のとおり

【問合せ先】

青森市農林水産部農業政策課

担当：技師 笹村、主幹 成田

電話：0172-62-1176

(別紙)

## 「青森市鳥獣被害対策実施隊」の概要

### ① 実施隊の設置目的

パトロール活動や追払い活動、生息・被害調査等を行い、地域と連携した鳥獣被害防止対策を実施するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第9条第1項に基づき「青森市鳥獣被害対策実施隊」を設置するもの。

### ② 活動内容

- (1) パトロール活動
- (2) 農作物被害調査
- (3) 鳥獣の生息調査
- (4) 追払い活動
- (5) 緊急捕獲等

### ③ 隊員

- ・市職員（4名）
- ・青森県猟友会東青支部及び浪岡支部の会員（31名）

### ④ 活動範囲

青森市内全域を4地区に区分して活動する。

- ・北部地区（後潟、左堰、奥内、瀬戸子、飛鳥、羽白、油川、新城方面）
- ・中部地区（鶴ヶ坂、孫内、細越、高田、荒川、金浜、上野、新町野方面）
- ・東部地区（横内、筒井、幸畑、駒込、戸山、諏訪沢、原別、宮田方面）
- ・浪岡地区（浪岡地区）

### ⑤ 活動スケジュール（予定）

- ・4月26日 「青森市鳥獣被害対策実施隊員」の委嘱
- ・5月上旬 実施隊全体会議
- ・5月下旬～ 実施隊活動開始

※週1回（1日3時間程度）を基本とし、地区ごとに1班2人体制でパトロール活動

※さらに、餌巡回を週1回実施する予定

※ニホンザル生息状況調査（委託）にも参加予定

### ⑥ 任期

委嘱の日から同日の属する年度の末日まで